

平成 27 年度 事務事業評価シート 【 事後評価 】

※色付きのセルのみ入力してください。また、行・列の挿入や削除は絶対に行わないでください。

会計	款	項	目	事業コード	事業名	
一般	02	01	11	0403	専門家相談会開設事業	
総合計画	分野	暮らし				
	政策	2-4	日常生活の安全確保			
	施策	1	生活相談の充実			
目的	市民が抱える法的問題の解決を支援するため、弁護士等の専門家による相談会を開設する					
対象	日常生活の悩みや問題を抱える、または抱えそうな市民					
意図	専門家による助言や教示により悩みや問題解決へ道筋をつけること					
事業概要 …上記目的を実現するための事業手法を記載すること						
○専門家相談会開催 弁護士、司法書士等による無料法律相談会、人権擁護委員等による市民生活相談会を開催 消費者信用生活協同組合による消費者救済資金貸付相談会を開催 ○人権擁護団体及び被害者支援団体の活動支援 花巻人権擁護委員協議会及びいわて被害者支援センター ○消費者救済資金貸付金預託 債務の整理等に要する資金貸付のための預託						
市民参画の有無 [対象外]						
市民協働の形態		共催	実行委員会・協議会	事業協力・協定		
		後援・協賛	補助・助成	委託		
活動指標（上記「事業概要」に対応）		単位	区分	26年度(実績)	27年度(実績)	28年度(計画)
①	「専門法律相談(無料法律相談会)」 (弁護士、司法書士、行政書士)	回	計画	51	51	
			実績	46	46	
②	「市民生活相談会」開催 (人権擁護委員、行政相談委員)	回	計画	60	60	
			実績	60	60	
③	「消費者救済資金貸付相談会」開催 (消費者信用生活協同組合)	回	計画	24	12	
			実績	5	4	
成果指標（上記「意図」に対応）		単位	区分	26年度(実績)	27年度(実績)	28年度(計画)
①	専門法律相談(弁護士、司法書士、行政書士)相談件数	県	目標	354	354	
			実績	246	214	
②			目標			
			実績			
③			目標			
			実績			
成果指標の達成度	目標値より高い		概ね目標値どおり	○	目標値より低い	

成果指標の達成度の要因分析 (新規事業及び成果指標を変更した場合は、その成果指標を設定した考え方、目標値の根拠を記載)		
本事業の目的は、日常生活を送る中で発生する悩みや高度な法的見解等を要する問題を抱えた市民に対して広く門戸を開き、専門家による助言や教示により市民各々の問題解決へ道筋を見出すことにあり、市民が専門法律相談を受けずに問題解決のできたもの（他の方法により解決まで至った又はトラブルに遭うことがなかった）と推測される。		
目的妥当性	公共関与の妥当性	市民が日常生活の悩みや問題を解決するにあたり、行政としてその支援をする必要がある。
	<input type="radio"/> 妥当である	
	見直し余地がある <input type="checkbox"/> 妥当でない	
有効性	成果の向上余地	専門家による相談会を継続することにより、高度な法的助言を必要とする多くの市民の悩みや問題解決へ道筋をつけることができる。
	<input type="radio"/> 向上余地がある	
	<input type="checkbox"/> 向上余地がない	
効率性	事業費・人件費の削減余地	市民の相談の機会を確保するため、これ以上の削減はできない。
	<input type="checkbox"/> 事業費の削減余地がある	
	<input type="checkbox"/> 人件費の削減余地がある <input type="radio"/> どちらも削減余地がない	
公平性	受益と負担の適正化余地	専門家相談会の対象者は全ての市民であり、受益の機会は均等である。また、相談者に負担額はなく費用負担の見直しの余地はない。
	<input type="checkbox"/> 受益機会の見直し余地がある	
	<input type="checkbox"/> 費用負担の見直し余地がある <input type="radio"/> 適正である	
総合評価 …上記評価結果の総括		
消費者が抱える法的な解釈や助言を必要とする諸問題に対して、法律の専門家との相談を通じて適切な判断がなされることにより、より良い解決までの道筋を立てることができた。今後もこの相談会を継続して開設することにより、法的な解決策を求める市民に対しての持続的な支援へと繋げると判断される。		

平成 27 年度 事業説明資料

【 事後評価 】

担当部署 部名 市民生活部 課名 市民生活総合相談センター 担当係長 似内庄治 内線 254

※色付きのセルのみ入力してください。また、行・列の挿入や削除は絶対に行わないでください。

(単位：千円)

会計	款	項	目	事業コード	事業名
一般	02	01	11	0403	専門家相談会開設事業

単位：千円

		26年度 決算額(A)	27年度 決算額(B)	28年度 現計予算額	決算額前年比 (B-A)
事業費		65,474	60,480		△ 4,994
財 源 内 訳	国・県	1,200	1,233		33
	地方債				
	その他	64,000	59,000		△ 5,000
	一般財源	274	247		△ 27

事業期間	○ 単年度繰返	期間限定	[平成 年度 ~ 平成 年度]
------	---------	------	-----------------

部重点施策における目標

日常生活の悩みや問題を解決します。

事業開始の背景・経緯

市民生活総合相談センター設置（平成22年4月）以前より、専門家相談会を開設している。平成21年度以降、市町村消費者行政に係る補助金制度を活用し、弁護士無料法律相談会等を行っている。

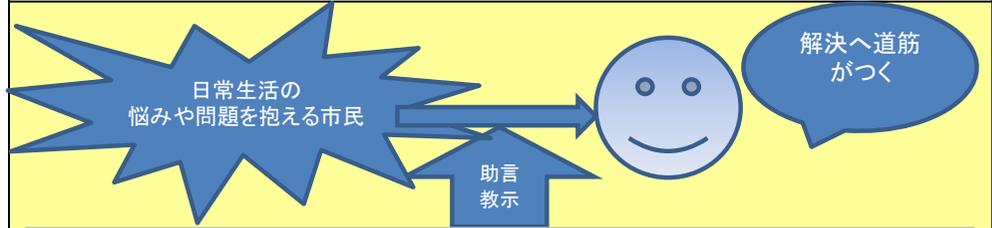
事業概要

- 専門家相談会開催
弁護士、司法書士等による無料法律相談会、人権擁護委員等による市民生活相談会を開催
消費者信用生活協同組合による消費者救済資金貸付相談会を開催
- 人権擁護団体及び被害者支援団体の活動支援
花巻人権擁護委員協議会及びいわて被害者支援センター
- 消費者救済資金貸付金預託
債務の整理等に要する資金貸付のための預託

事業を展開する上での課題、留意事項 / 意見・要望等

各種相談会開催に際しての周知を引き続き実施する。

《事業手法の詳細》…概略図による事業手法の詳細と事業費の内訳を記載すること。
【適宜、セルは結合して構わないが、結合した1つのセル内は1文章程度にとどめること。】



専門家相談会開設

- 弁護士法律無料相談会
内 容—法律に関する問題全般
開催回数 24回 / 相談件数 155件 (※前年度 169件)
- 司法書士法律無料相談会
内 容—相続、贈与、不動産登記等、法律（民事）に関する問題全般
開催回数 15回 / 相談件数 48件 (※前年度 69件)
- 行政書士法律無料相談会
内 容—官庁の許認可、内容証明郵便、遺産分割等に関すること
開催回数 7回 / 相談件数 11件 (※前年度 8件)
- 市民生活相談会（人権擁護委員、行政相談委員）
内 容—人権相談（家庭内の問題、近隣との争いごと等）
行政相談（市や県、国の仕事や手続き、サービス等についての要望等）
・ 開催回数 60回 / 相談件数 50件 (※前年度 52件)
- 消費者救済資金貸付相談会（消費者信用生活協同組合）
・ 内 容—多重債務・生活再建の相談に関すること
・ 開催回数 4回 / 相談件数 4件 (前年度 6件)

事業費合計 60,480千円

【事業費の内訳】

- 専門家相談会開催 1,254千円
 - ①弁護士法律無料相談業務委託料 1,200千円
 - ②謝礼金（司法書士・行政書士） 33千円
 - ③食糧費（弁護士等相談会対応者用） 21千円
 - 人権擁護団体及び被害者支援団体の活動支援 226千円
 - ④花巻人権擁護委員協議会補助金 114千円
 - ⑤いわて被害者支援センター負担金 112千円
 - 消費者救済資金貸付金預託 59,000千円
 - ⑥債務の整理等に要する資金貸付のための預託
 - ・債務整理等資金預託金（預託先：東北労働金庫） 35,000千円
 - ・生活再建資金預託金（預託先：岩手銀行） 24,000千円
- ※消費者信用生活協同組合が預託先より資金を借入れ、市民に対し貸付を実施する